木製防火雨戸の製作等の許諾に関する要綱

令和３年１０月１５日制定

（目的）

第１条　この要綱は、建築基準法第６８条の２５第１項の規定に基づき令和３年４月２７日付け国住指第１３８号において、市長及び京都府建築工業協同組合理事長（以下「市長等」という。）が国土交通大臣の認定を取得した木製片引き戸（以下「木製防火雨戸」という。）について、市長等がその製作及び施工（以下「製作等」という。）の許諾に関し、必要な事項を定め、もって木製防火雨戸の認定書別添に記載された仕様等（以下「認定仕様等」という。）に適合した木製防火雨戸の製作等を担保し、木製防火雨戸の延焼防止性能を確保することを目的とする。

（講習会）

第２条　市長等は、認定仕様等に適合した木製防火雨戸の製作等に関し必要な事項について講習会を開催するものとする。

（許諾）

第３条　木製防火雨戸の製作等をしようとする者は、市長等に製作等の許諾を受けなければならない。

２　前項の許諾を受けようとする者は、許諾申請書（第１号様式）により、市長等に許諾の申請を行わなければならない。

３　市長等は、前項の規定による申請を行った者が、前条の規定による講習会を受講しており、かつ、木製防火雨戸の製作者として適当であると認めるときは、５年以内の期間を定めて木製防火雨戸の製作等を許諾し、許諾通知書（第２号様式）により、通知しなければならない。

（登録）

第４条　市長等は、前条第３項の許諾を受けた者（以下「木製防火雨戸製作者」という。）について、次に掲げる事項を登録簿（第３号様式）に登録するものとする。

⑴　許諾番号、許諾日及び許諾者氏名

⑵　勤務する事業所の名称、所在地及び連絡先

２　市長等は、登録簿を随時更新するものとする。

（義務等）

第５条　木製防火雨戸製作者は、木製防火雨戸の製作等に当たり、関係する法令及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　認定仕様等を理解し、適切に木製防火雨戸の製作等をしなければならない。

⑵　認定仕様等に疑義がある場合、市長等に問い合わせ、疑義を解消したうえで、製作等をしなければならない。

⑶　木製防火雨戸を設置した建築物の建築主又は使用者に対して、維持管理に関する注意事項を説明しなければならない。

（申請事項の変更等の届出）

第６条　木製防火雨戸製作者は、第３条第２項の規定による許諾申請書の記載事項に変更があったときは、申請事項変更届（第４号様式）により、速やかにその旨を市長等に届け出なければならない。

２　木製防火雨戸製作者は、許諾の取消しを求めるときは、許諾取消届（第５号様式）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（許諾の取消）

第７条　市長等は、木製防火雨戸製作者が次のいずれかに該当すると認めるときは、木製防火雨戸製作者の許諾を取り消すものとする。

⑴　前条第２項の規定による許諾取消届の提出があったとき。

⑵　死亡したとき。

⑶　虚偽の申請その他不正な行為により許諾を受けたことが判明したとき。

⑷　木製防火雨戸製作者以外の者に認定仕様等又は第２条の規定による講習会の情報を漏らしたとき。

⑸　第５条の規定に違反したとき。

⑹　第９条の規定による市長等への報告を行わず又は虚偽の報告を行ったとき。

⑺　認定仕様等に適合しない木製防火雨戸を製作又は施工し、使用させたとき。

⑻　その他市長等が不適当と認めるとき。

２　市長は、前項第３号から第８号までに掲げる事由により許諾を取り消した場合は、取消しを受けた者に対し、許諾取消通知書（第６号様式）により、取消しを受けたことを通知しなければならない。

（登録簿の公開等）

第８条　市長等は、登録簿をホームページによるほか、適当な方法により公開するものとする。

（市長等への報告）

第９条　木製防火雨戸製作者は、木製防火雨戸の施工が完了した日の翌日から起算して３０日を経過する日までに、製作等の実績について、必要書類（木製防火雨戸製作・施工マニュアルのチェックシート、製作中記録写真及び完成写真）を添えて、木製防火雨戸製作・施工実績報告書（第７号様式）により市長等に報告しなければならない。

２　前項に定める報告書の作成に当たっては、製作等を行った木製防火雨戸製作者が自らの責任において作成しなければならない。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和３年１０月１５日から施行する。